

鳥取県地域災害医療コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 鳥取県災害対策本部が設置される大規模な地震及び風水害等による災害が発生した場合において、医療救護活動が迅速かつ的確に実施されるよう調整等を行うため、鳥取県医療救護対策支部（以下「県医療救護支部」という。）のもとに、鳥取県地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）を置く。

(推薦)

第2条 別表に定める地域の災害医療の中心となる関係機関の長は、知事から地域災害医療コーディネーターの推薦の依頼を受けたときは、災害医療及び地域の医療事情に精通し、関係機関との調整等を円滑に行うことができる者を、鳥取県地域災害医療コーディネーター推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

(委嘱)

第3条 知事は、前条の規定により推薦された者を、地域災害医療コーディネーターとして委嘱し、これを登録する。

(任期)

第4条 地域災害医療コーディネーターの任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により委嘱された地域災害医療コーディネーターの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 知事が必要と認めるときは、再任されることができる。

(招集・活動場所等)

第5条 県医療救護支部の長（総合事務所福祉保健局長）は、県医療救護対策本部の長（福祉保健部長）と連携し、地域災害医療コーディネーターの招集時期を判断し招集する。

2 地域災害医療コーディネーターは、県医療救護支部を活動場所とするが、必要に応じて、災害拠点病院又はその他県医療救護支部の長（総合事務所福祉保健局長）が適当と認める場所において業務を行う。

(業務等)

第6条 地域災害医療コーディネーターは、災害時に鳥取県災害医療活動指針に定める地域災害医療コーディネーターチームにおいて、次の業務を行う。

- (1) 県医療救護支部及び市町村等に対する災害医療体制の確保についての助言
- (2) 被災状況や病院等の診療及び避難所等の状況把握と医療支援計画の作成
- (3) 避難所等の衛生対策（感染症対策等）に係る県関係機関との連携
- (4) 被災地域内及び広域搬送の調整
- (5) 被災地域の医療調整を行うための定例ミーティングの開催
- (6) その他、災害時における医療提供体制の確保に関すること

- 2 地域災害医療コーディネーターは、前項各号の業務を行えないときは、県医療救護支部の長（総合事務所福祉保健局長）にその旨の報告を行う。
- 3 県医療救護支部の長（総合事務所福祉保健局長）は、地域災害医療コーディネーターによる調整等の必要がなくなったときは、地域災害医療コーディネーターに対する活動の要請を解除するものとする。

（秘密を守る義務）

第7条 地域災害医療コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第8条 地域災害医療コーディネーターに関する事務は、各総合事務所福祉保健局健康支援課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域災害医療コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。なお、この要綱による改正後の別表の規定は、平成30年4月1日から適用し、同日以前の委嘱については、なお従前の例による。また、第3条の規定により、平成30年3月31日までに東部保健医療圏の地域災害医療コーディネーターの委嘱を受けた者については、第4条に関わらず、その任期を平成30年3月31日までとする。

別表

<地域の災害医療の中心となる関係機関>

鳥取県中部・西部医師会

鳥取県中部・西部歯科医師会

鳥取県薬剤師会中部・西部支部

地域災害拠点病院（県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院）